



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

男性の育児休業取得に関する助成金

育児休業の取得率は女性が82%余りとなっている一方、男性は6%余りと、依然として低い水準にとどまっています。男性の育児休業の取得を促進するため、国もある程度のスピード感を持って、対応を検討していく方向のようです。申請が無くても育休を付与するよう企業側に義務づける法案作成を視野に、議員連盟が検討を進めているという報道もありました。そこで今回は、『**両立支援等助成金 出生時両立支援コース（男性の育児休業取得）**』についてご説明いたします。

主な要件

- ① **男性社員を対象とした**、育児休業制度の利用を促進するための資料の周知。
- ② 男性社員が子の出生後 **8週間以内に連続5日以上**の育児休業を取得すること。

厚生労働省で資料の配布を行っています。



☆男性社員に育児休業を取得させた会社には、以下の額が支給されます。

		中小企業	中小企業以外
①	1人目 男性社員の育休取得	57万円 (72万円) ※1	28.5万円 (36万円)
②	2人目以降 男性社員の育休取得※2	A. 育休5日以上： 14.25万円 (18万円) B. 育休14日以上： 23.75万円 (30万円) C. 育休1ヶ月以上： 33.25万円 (42万円)	A. 育休14日以上： 14.25万円 (18万円) B. 育休1ヶ月以上： 23.75万円 (30万円) C. 育休2ヶ月以上： 33.25万円 (42万円)

※1 ()内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

※2 1年度に10名まで申請をすることが出来ます。(支給初年度は9名まで)

要件にある5日の育児休業では、会社の休みも含んで良いため、**土日休みの会社であれば、3日間の休みを与えれば良く、比較的取り組みやすい助成金**と言えるかも知れません。男性社員は休んだ期間は原則無給になりますが、育児休業給付金が受給できます。

今回紹介した両立支援等助成金では介護休業を促進する介護離職防止支援コースが支給対象を拡充しました。働き方改革が進む中で、改めてワークライフバランスも見直されてきています。助成金を利用しつつ、貴社のワークライフバランスの見直しとルール整備に取り組んでみてはいかがでしょうか。ご不明な点がございましたら、弊社担当者までご相談下さい。 林 健太郎

外国人雇用のルール

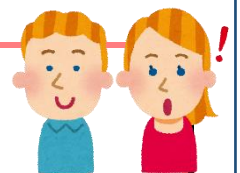
2019年4月から導入された新在留資格制度や、改正入国管理法で、外国人材の受け入れが拡大されました。外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、**事業主の方がしなければならない2つのルール**があります。

①雇入れ・離職時の届出

外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

②適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令や、雇用管理の内容を盛り込んだ『**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針**』が、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき定められています。この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。



ルールに従って、手続きが漏れないようにしましょう。

松沢 里美